

緊急参集チーム協議確認事項

1. 東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所をはじめ、被害情報の収集に全力を挙げるとともに、既に派遣している緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
2. 地方自治体との確かな連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。